

標準営業約款(Sマーク)の普及・推進

Sマーク

Sマークは、利用者や消費者の利益を擁護するため、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業し、安心・安全の基準を満たしているお店に都道府県生活衛生営業指導センターが交付しています。

Sマークの対象業種

理容店・美容店・クリーニング店・一般飲食店・めん類飲食店について設定されています。

Sマークの登録

Sマークの登録は営業者が都道府県生活衛生営業指導センターに申し出をして登録します。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められた様々な基準を遵守しています。

Sマークは消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

安全・安心を約束する3つのS



Safety

安全であること

Sanitation

清潔であること

Standard

安心であること



標準営業約款登録店標識

生活衛生営業の **無料**アプリ



簡単便利な 4つの機能



新着情報

生活衛生業の新着情報を知ることができます!



検索機能

業種や地域を絞って情報を検索できます!



先進事例

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます!



経営診断

自店の経営診断ができます!

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS/iOS(ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版